

## 医療保険者における介護保険制度施行準備について

### 目 次

- |   |                              |   |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 国民健康保険における介護保険制度施行準備<br>について | 1 |
| 2 | 健康保険における介護保険制度施行準備について       | 4 |

〔この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、医療保険福祉審議会の審議等に伴い変更がありうる。〕

保険料チーム

## 医療保険者における介護保険制度施行準備について

### 1. 国民健康保険関係

#### (1) 賦課限度額その他保険料に関する事項

- 介護保険の第2号被保険者で国保に加入している者は、平成12年度からは、従来の医療分に加え、介護分を上乗せして国民健康保険料(税)を納付することになるが、賦課限度額を、医療分と介護分とを合算して適用することとすると、第2号被保険者でない者に介護分が転嫁されてしまう不合理がある。
- このため、医療分(基礎賦課額)と介護分(介護納付金賦課額)の限度額を別個に設定することが適当である旨の方針が平成10年末の自民党税制改正大綱において出されたところである。
- 賦課限度額については、これに該当する世帯割合が一定程度となるよう、医療費や所得の伸び等を考慮して、毎年度必要に応じ見直してきたところであり、平成12年度については、医療分は据え置くとともに、介護分については、医療分について限度額に該当する所得水準の世帯が介護分についても限度額に該当するような額として、年額7万円と定めることとしている。  
なお、この方針は、昨年末の自民党税制改正大綱において示されたものである。
- 法令の整備については、国保料について定める国民健康保険法施行令の改正が1月21日に公布されている(国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成12年政令第13号))。国保税について定める地方税法の改正については、本年3月に行われる予定である。

(参考)

#### ○平成11年度自民党税制改正大綱(抄)(H10.12.16)

国民健康保険税における課税限度額については、基礎課税額及び介護納付金課税額のそれぞれについて別個に設定することが適当であるが、具体的な限度額の設定については、平成12年度税制改正において検討する。

○平成12年度自民党税制改正大綱（抄）(H11.12.16)

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を53万円、介護納付金課税額に係る課税限度額を7万円とする。

※法令改正等の経過及び予定

	国民健康保険料 (国保法施行令)	国民健康保険税 (地方税法)
〈従前の規定〉	医療分 ≤ 53万円	医療分 ≤ 53万円
介護保険法施行法による 地方税法改正(H9.12)		(医療分+介護分) ≤ 53万円
自民党税制改正大綱(H10.12)において別建てとする方針を決定		
介護保険関係整備政令に おける国保法施行令改正 (H11.9)	医療分 ≤ 53万円 介護分 ≤ 別に定める額	
自民党税制改正大綱(H11.12)において、それぞれの限度額を、 医療分53万円、介護分7万円と決定		
国保法施行令改正(H12.1)	医療分 ≤ 53万円 介護分 ≤ 7万円	
地方税法改正(H12.3) (予定)		医療分 ≤ 53万円 介護分 ≤ 7万円

(2) 介護特別対策

- 国からの補助金により、国民健康保険中央会に介護円滑導入対策基金を設置し、平成11～13年度において、各保険者に対し給付金を交付する（所要額 660億円（平成11年度第2次補正予算で措置））
- 給付金交付事業は、基本的に次のとおりとする。なお、併せて、国民健康保険中央会において、広報・啓発事業を実施する。

- ① 保険料収納率低下による財政影響に対する給付金交付事業
- 市町村において、介護分の保険料（税）の上乗せ徴収により、介護保険第2号被保険者の属する世帯の収納率が、他の世帯の収納率より有意に低下したと認められる場合に、財政影響に着目した支援を行う。
  - 12月末までの実績をもとにした実績見込みにより、当該収納率低下による財政影響額の2分の1に相当する額を交付する。
  - 交付申請に当たっては、各市町村において、以下のデータが必要となるので留意されたい。
    - ・ 平成11年度における40歳以上65歳未満の被保険者の属する世帯とその他の世帯のそれぞれの収納率データ
    - ・ 当該年度における第2号被保険者の属する世帯とその他の世帯のそれぞれの収納率データ（12月末までの実績をもとにした実績見込み）
- ② 介護納付金を与える財政影響に着目した保険料収納対策給付金交付事業
- 年度当初に、保険者の財政力に応じ、保険料の収納対策に取り組む等により保険財政の安定確保を図るための経費を交付する。
  - 介護保険第2号被保険者1人当たり交付単価を設定して給付金を算定することとし、当該単価は財政力の低い保険者に相対的に高く設定する。
- ③ 保険者広域化支援給付金交付事業
- 市町村国保保険者の広域化に伴う事務経費及び広報啓発等の広域化立ち上げ等に必要経費の一部を定額補助（保険者規模別）する。

## 2. 健康保険関係

健康保険における介護保険料率の設定に関し、以下の見直しをすることについて、1月19日に、医療保健福祉審議会に対し、諮問しているところである。

### ○ 保険料率の設定に係る上限の見直し

一般保険料率と介護保険料率の合計について適用されている保険料率の上限について、一般保険料率のみを対象にすること。

### ○ 介護保険の第2号被保険者に係る保険料徴収方法の見直し

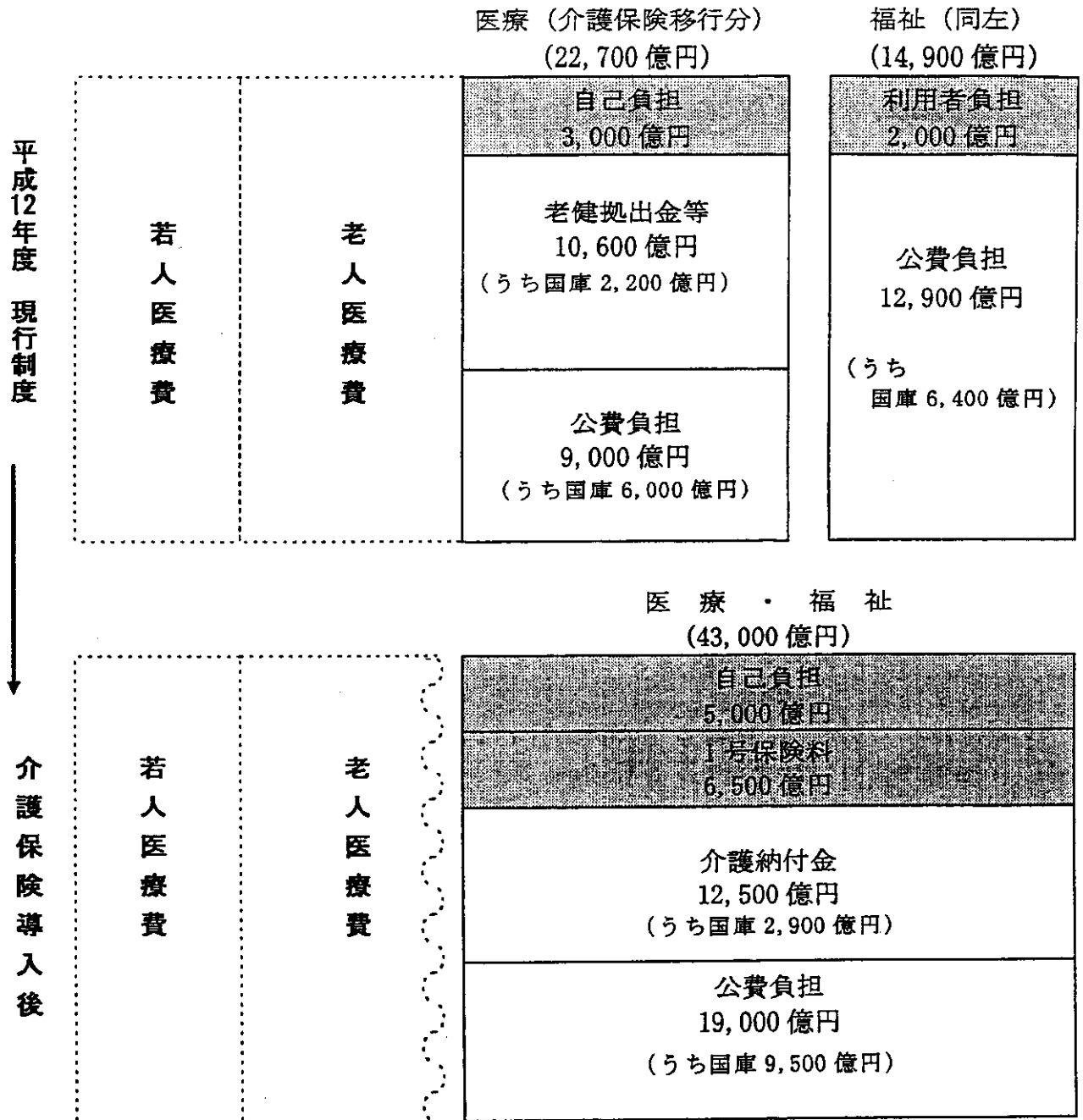
健康保険組合の規約で定める場合には、その被保険者のうち、第2号被保険者の被扶養者を有する65歳以上の被保険者について、介護保険料を賦課することができるようにすること。

また、定額の介護保険料を徴収することを認められている健康保険組合（承認健康保険組合）が規約で定める場合には、その被保険者の介護保険料額を第2号被保険者である被扶養者の人数に応じて設定できるようにすること。

医福審	一	運	081 (兆)
12.	1.	19	

介護保険導入に伴う費用負担構造の変化  
[平成12年度予算ベース]

※端数処理のため合計が合わないことがある



	平成12年度 現行制度		介護保険導入後
国庫負担	14,700 億円	▲ 2,300 億円	12,400 億円
保険料負担 (医療保険者分)	8,500 億円	+ 1,200 億円	9,600 億円 (介護納付金総額 12,500 億円)

\* 11ヶ月ベースの値

**医療保険者の介護納付金等について**  
(平成12年度予算ベース)

○ 平成12年度介護納付金

制度区分	平成12年度介護納付金額 (11ヶ月分)	(参考) 第2号被保険者数
	億円	万人
政管健保(一般)	3,900	1,360
健保組合	3,100	1,089
国保	4,400	1,519
市町村	3,900	1,350
組合	500	169

(注) 第2号被保険者数は、平成10年度を対象に実施した調査を基に、平成12年度の被保険者数を推計。

○ 被用者保険の第2号保険料率

政管健保	健保組合(試算)
9.5%	8.8%

(注) 健保組合については平成11年度予算ベース標準報酬総額を使用。

○ 第2号被保険者1人あたり負担額(平成12年度:月額)

2,630 円
---------

○ 各制度の40~64歳の被保険者1人あたりの平均負担額の試算

政管健保	健保組合	国保
3,100 円	3,930 円	市町村 1,280 円
		組合 1,410 円

(注) 政管健保、健保組合については、40~64歳の被保険者1人あたりの平均負担額は、事業主負担を含む。

(参考) 政管健保・健保組合の被保険者数・平均標準報酬(月額)

		政管健保	健保組合
被保険者数		万人	万人
	計	2,001	1,579
	40～64歳	999	728
	その他 (うち～39歳)	1,002 887	851 818
平均標準報酬(月額)		万円	万円
	計	29.3	36.9
	40～64歳	32.9	44.7
	その他 (うち～39歳)	25.8 25.4	30.2 30.0

(注) 政管健保については平成12年度予算ベース、健保組合については平成11年度予算ベースの計数である。



介護保険導入に伴う保険料率への影響（平成12年度予算ベースの試算）

	現行の 保険料（率）	法定上限	介護保険導入による影響		
			医療保険負担減少額	第2号保険料（率）	差
政 管	85 ‰	91 ‰	▲ 4.2 ‰	+ 9.5 ‰	+ 5.3 ‰
健保組合	85.1 ‰	95 ‰	▲ 4.2 ‰	+ 8.8 ‰	+ 4.6 ‰
市町村国保	76,630 円	-	▲ 330 円	+ 1,280 円	+ 950 円
国保組合	110,917 円	-	▲ 420 円	+ 1,410 円	+ 1,000 円

（注1）保険料（率）は、政管については平成11年度現在の保険料率、健保組合については平成11年度予算の平均保険料率、市町村組合及び国保組合については平成9年度の被保険者1人あたり保険料（年額）である。

（注2）医療保険負担減少額及び第2号保険料率は、政管についてはそれぞれ平成12年度予算ベースの標準報酬・被保険者数等で除することにより、健保組合については平成11年度予算ベースの標準報酬・被保険者数等で除することにより推計している。

（注3）市町村国保及び国保組合の被保険者1人あたり医療保険負担減少額及び第2号保険料は、国庫負担を除くそれぞれの医療保険負担減少額及び第2号保険料を平成12年度予算ベースのそれぞれの被保険者数及び第2号被保険者数で除することにより推計している。